

地方独立行政法人神奈川県立病院機構契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則の一部改正 新旧対照表（案）

新	旧	改正理由等
<p>(略)</p> <p>(有給休暇)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>2 年次休暇は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める日数の休暇とし、就業規則第 51 条第 4 項及び第 5 項、<u>第 51 条の 2 並びに第 51 条の 3</u>の規定を準用する。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この規則の施行の際現に改正前の地方独立行政法人神奈川県立病院機構契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則第 12 条第 2 項又は第 31 条第 2 項の規定により付与された年次休暇は、付与日から 2 年以内に限り繰り越すことができる。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(有給休暇)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>2 年次休暇は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める日数の休暇とし、就業規則第 51 条<u>第 4 項から第 6 項及び第 51 条の 3 まで</u>の規定を準用する。</p> <p>(略)</p>	<p>【第 12 条】</p> <p>・年次休暇の付与日を暦年管理から年度管理とする改正</p> <p>【改正附則第 2 項】</p> <p>・改正前の規定に基づき付与した年次休暇の繰越に関する経過措置に関する規定</p>